墨田区食品衛生検査施設に関する条例(案)概要

1 目的

食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下「政令」という。)の一部改正により、区が設置する食品衛生検査施設の設備の基準等について区の条例で定める必要がある。

2 内容

趣旨

政令第8条第1項の規定に基づき、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める。

定義

「食品衛生検査施設」とは、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第29条第2項の規定により区が設置する検査施設をいう。

設備に関する基準

食品衛生検査施設の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- ア 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室及び事務室を設けること。
- イ 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置及び恒温槽を備えること。

職員の配置に関する基準

食品衛生検査施設における職員の配置に関する基準は、法第29条第2項 の試験に関する事務のために必要な職員を置くこととする。

3 施行期日

平成24年4月1日